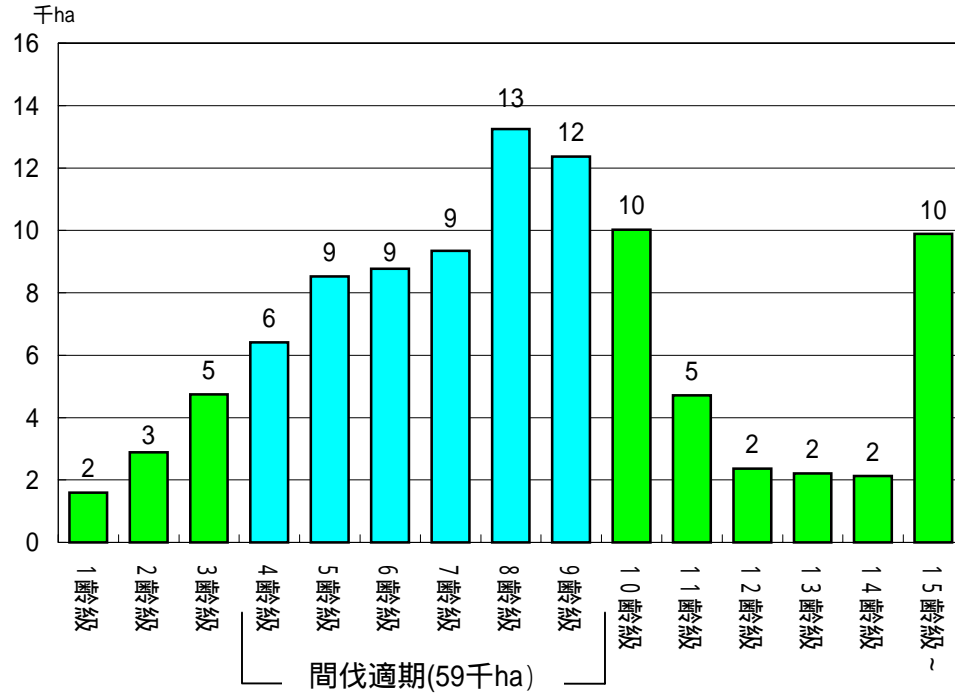


新たな森林整備の方策

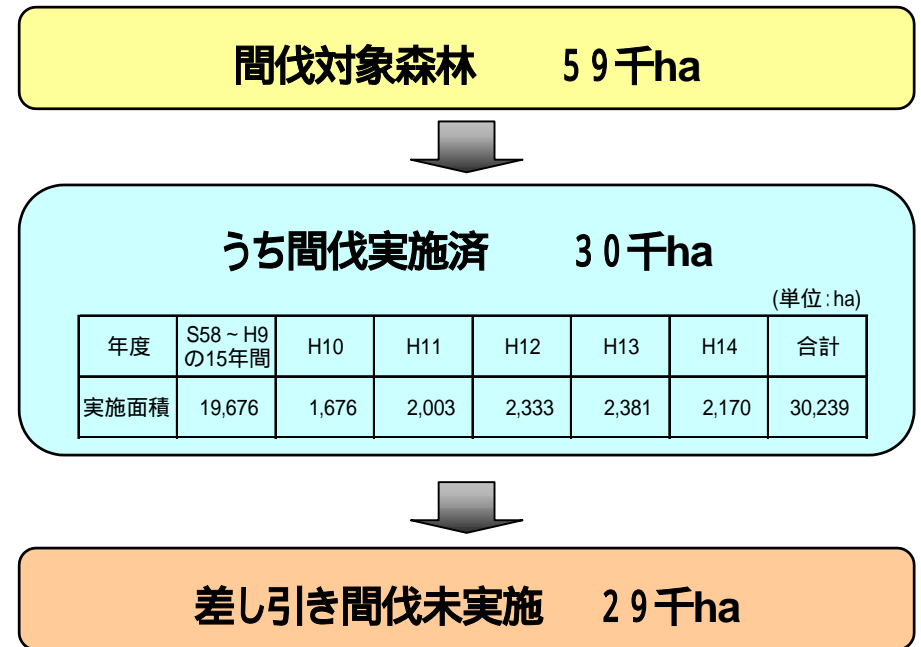
人工林の齢級構成と間伐実施状況

人工林の齢級構成 (H14)

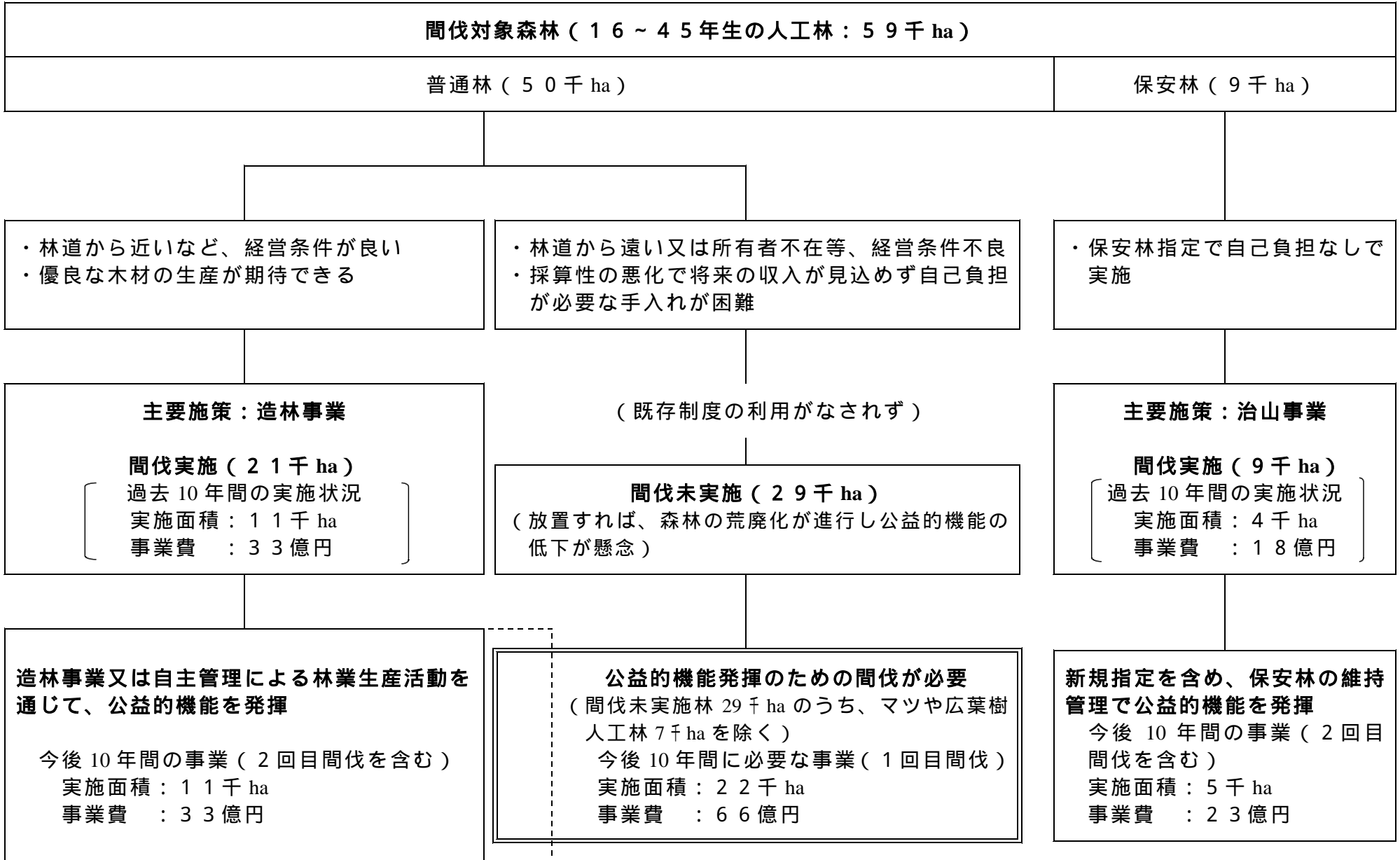


注：齢級とは、樹木の年齢を5年刻みで区分する単位で、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級などとして統計上の整理をしている。

過去20年間の間伐実施状況



石川県における間伐を巡る状況



他県における新たな森林整備制度の事例

区分	高知県	岡山県	鳥取県
整備の対象となる森林の選定基準	<p>公益的機能の発揮が求められており、緊急に整備を必要とする森林で、次のいずれかに該当するものを「有識者等による委員会」で決定</p> <p><u>主要ダム上流域森林</u> <u>主要取水源の上流域森林</u> <u>保全対象（人家や公道等）の上部森林</u> これらに準ずる森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p><u>16～35年生で奥地にある森林</u> （国補助対象であるが、間伐が進みがたい奥地森林について、奥地作業の経費掛かり増し分（約3割）を考慮して補助）</p> <p><u>36～45年生の森林（国補助対象外）</u></p>	<p>・<u>水源地域等で手入れがなされず放置されている16～60年生の森林</u> （ため池等の地域用水源も対象とするため、地域的な線引きはせず、「有識者等による委員会」で実施箇所を決定）</p>
対象面積	で9千ha、は未設定	全体対象面積：特に定めない	全体対象面積：6千ha
所有者に対する規制措置等	<p>所有者と県の間で次の協定を締結</p> <p>公益的機能を優先するため、間伐本数率で<u>40%以上の強度間伐</u>を行い、広葉樹との混交林化を促進</p> <p><u>整備後10年間の皆伐の禁止</u></p>	<p>国の補助事業と同様であり<u>整備後の規制措置は特にな</u>い</p> <p><u>間伐は通常の方法（間伐本数率20～30%）</u></p>	<p>県との間で次の事項に関する協定を締結</p> <p>公益的機能を優先するため、間伐本数率で<u>概ね40%以上の強度間伐</u>を行い、広葉樹との混交林化を促進</p> <p><u>整備後一定期間（林齢が80年になるまで）は皆伐又は転用を禁止</u></p>
事業主体	県（県が森林所有者に代わって実施）	森林所有者、森林組合等（既存制度と同）	県（県が森林所有者に代わって実施）
助成率	100%	85%（既存制度と同）	100%
主な事業内容	<p>H16 財源規模：約1.4億円（H15・独自税）</p> <p>・森林整備（間伐：350ha） 9千万円</p> <p>・県民参加の森づくり 5千万円</p>	<p>H16 財源規模：約3億円（H16・独自税）</p> <p>・森林整備（間伐：700ha） 1億3千万円</p> <p>・県産材利用促進 8千万円</p> <p>・担い手育成 4千万円</p> <p>・その他普及啓発等 5千万円</p>	<p>財源規模：約1億円（H17・独自税）</p> <p>・森林整備（間伐210ha程度）</p> <p>・荒廃地植生回復のための条件整備（簡易な階段工や表土かき等）</p> <p>・森づくりへの参加を促す森林体験</p>
制度の特徴	<p>・<u>森林の整備保全のための県民理解の増進を図ることが主目的で、放置森林全体の解消を図るものではない</u></p> <p>・所有者の強度間伐に対する抵抗感があり、協定締結に至るケースは5割程度</p>	<p>・森林の整備保全のため既存施策の拡充及び強化を図るもの</p> <p>・新たに制度化した36～45年生の間伐要望が大（主に間伐材の販売が見込める比較的手入れされてきたヒノキ林）</p>	<p>・<u>森林の整備保全のための県民理解の増進を図ることが主目的で、放置森林全体の解消を図るものではない</u></p>

手入れ不足林(間伐未実施林)の整備について(他県の事例を適用した場合)

(単位:億円)

現 行

- ・地域は限定せず
- ・所有者への規制なし
- ・助成率85%
- ・事業主体
森林所有者、森林組合等

高知県・鳥取県方式

- ・水源地域等の森林に限定
- ・所有者への規制(協定)
・公益的機能を優先するための強度間伐(針広混交林化)
・整備後10年間の皆伐禁止
- ・助成率100%
・全額新制度で拠出
- ・事業主体
県(県が森林所有者に代わって実施)

岡山県方式

- ・既存制度の強化・拡充
- ・所有者への規制なし
- ・助成率85%
・16-35年生は奥地の森林について、作業掛かり増し分を考慮して新制度で拠出
・36-45年生は既存制度と同様の制度を設け、補助相当分を新制度で拠出
- ・事業主体
森林所有者、森林組合等

整備の
考え方

採算性の悪化等で自己負担を伴う事業や補助の対象となっていない事業が進まない

間伐未実施 29千ha	16-35年生 17千ha	公益的機能確保のために間伐が必要な森林 22千ha	16-35年生 15千ha
	36-45年生 12千ha		36-45年生 7千ha

マツ及び広葉樹の人工林
7千haを除く

国補助対象	15千ha × 30万円 = 45億円	自己負担 7 (15%)
	既存制度 38 (85%)	
国補助対象外	7千ha × 30万円 = 21億円	自己負担 21

66億円

総事業費

新制度で必要な経費

8千ha × 30万円 = 24億円	自己負担 4 (15%)
既存制度 20 (85%)	
10千ha × 30万円 = 30億円	所有者への規制
新制度 30	
4千ha × 30万円 = 12億円	自己負担 12

66億円

30億円

15千ha × 75% × 30万円 + 15千ha × 25% × 39万円 = 48億円	自己負担 7 (15%)
既存制度 28 (85%)	
15千ha × 25% × 39万円 × 85% = 13億円	新制度 13
7千ha × 30万円 = 21億円	
7千ha × 30万円 = 21億円	自己負担 3 (15%)
新制度 18 (85%)	

69億円
(3億円は奥地掛かり増し分)

31億円

手入れ不足林の整備のイメージ



手入れ不足森林

林内が暗く下草が少ない状態で、
放置すれば土壌流出等の荒廃が進み、
公益的機能の更なる低下が懸念

強度間伐

林内を明るくし、下草などを生育させ、
自然再生により水源のかん養など
公益的機能の回復を目指す



自然再生



針広混交林

(将来的に目標とする森林のイメージ)
人工林のような頻繁な手入れが不要な森林